

(別紙)

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第4条第2項に基づく事項

1. 販売・授与する医薬品に関する事項

販売等する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二類医薬品 <input type="checkbox"/> 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） <input type="checkbox"/> 第三類医薬品
-------------	---

* □については、該当するものをレ点をつけること。

2. 相談時・緊急時の連絡先に関する事項

相談時・緊急時の連絡先	
-------------	--

3. 特定販売に関する事項（特定販売を行っていない店舗については記載不要）

特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二類医薬品 <input type="checkbox"/> 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） <input type="checkbox"/> 第三類医薬品
主たるホームページの構成の概要	

* □については、該当するものに「レ」をつけること。

* 「主たるホームページの構成の概要」については、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。